## 司法試験委員会会議(第111回)議事要旨

(司法試験委員会庶務担当)

1 日時

平成27年6月10日(水)14:15~14:35

2 場所

法務省第一会議室

- 3 出席者
  - 〇 司法試験委員会

(委員長) 山口 厚

(委 員) 稲川龍也, 古口 章, 土屋美明, 羽間京子, 長谷部由起子(敬称略)

○ 司法試験委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課)小山太士人事課長、是木 誠試験管理官(幹事兼任)、森山智文人事課付

## 4 議題

- (1) 平成27年司法試験予備試験短答式試験合格者の決定について(協議)
- (2) 司法試験の方式・内容等に関する検討について(協議)
- (3) 次回開催日程等について (説明)
- 5 資料

資料1 司法試験の方式・内容等の在り方に関するこれまでの検討状況について(案)

資料2 平成28年以降における司法試験の方式・内容等の在り方について

## 6 議事等

- (1) 平成27年司法試験予備試験短答式試験合格者の決定について(協議)
  - 〇 平成27年司法試験予備試験短答式試験について、司法試験予備試験考査委員会議の判定に基づき、合計得点170点以上の2、294人を合格者とすることが決定された。
- (2) 司法試験の方式・内容等に関する検討について(協議)

(◎委員長, ○委員, □幹事)

- ◎ 前回の委員会において、資料1の「司法試験の方式・内容等の在り方に関するこれまでの検討状況について(案)」につき幹事から説明があったが、これに対する御意見があれば御指摘いただきたい。
- 〇 これまでの当委員会における議論を踏まえており、適切な内容と考える。
- 簡潔にまとめられており、かつ、重要なことが指摘されている。今後の司法試験の改善に繋がっていく内容であると思う。特に、第3の1「検証体制の位置付け」において指摘されている「各科目・分野を横断して認識を共有」という点は大変大事なことであり、これが適切に実施されることによって試験全体の改善に繋がっていくことを期待している。今後、具体的運用

を更に詰めて実効的なものとして実施する必要がある。

- 第3の2の「検証体制の構成」において、「実務家については、法曹三者を全て含めることとする」とされているが、これについても重要な事項である。弁護士も含めて法曹三者が等しく法曹養成や司法試験において一定の役割を担っていくことが求められると思う。検証に関わる考査委員の負担は大きいと思うが、今回の仕組みを考査委員全体で支えていってもらいたい。
- 第3の4「検証結果の取扱い」について、順序としては、まず、司法試験委員会に対して検 証結果の報告があり、委員会からの指摘内容も踏まえ、翌年以降の司法試験の出題等に反映さ せていくということになるのであろうから、そのような順序で記載する方が正確ではないか。
- 順序としては御指摘のとおりであり、修正してはいかがか。
- ◎ 他に御意見がなければ、御指摘いただいた点について修正を加えた上で、「平成28年以降における司法試験の方式・内容等の在り方について」として本日付で当委員会の決定することとしたい。

(一同了承)

(協議の結果、司法試験の方式・内容等の在り方に関し、資料2「平成28年以降における司法試験の方式・内容等の在り方について」のとおり決定された。)

- (3) 次回開催日程等について (説明)
  - 次回の司法試験委員会は、本年7月中旬から8月上旬頃に開催することが確認された。

(以上)